

議案第 24 号

佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 8 月 28 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成5年佐倉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「当該使用料の額に10分の15を乗じて得た額を使用料の額とする」を「単位時間における使用料の10割の額を割増使用料として別に徴収する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例別表第1の規定は、平成30年4月1日（以下「適用日」という。）以後の佐倉市立美術館の使用に係る使用料であって、平成29年12月1日（以下「基準日」という。）以後に使用の承認の申請があったものについて適用し、適用日前の佐倉市立美術館の使用に係る使用料及び基準日前に使用の承認の申請があった佐倉市立美術館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。